

遣外使節と求法・巡礼僧の日記

森 公章

はじめに

様々な日記一覧表の劈頭を飾るのは『伊吉連博徳書』であり、これが現存最古の「日記」とされる。『博徳書』は『日本書紀』に引載されており、斉明五年（六五九）七月戊寅条分註所引によると、博徳は斉明五年の遣唐使の一員として入唐した人物であることがわかる。同条には二隻の遣唐使船の編成、難波三津出發以降の渡海の様子と入唐後の唐での諸行事が日次記風に記されており、これが最古の「日記」とされる所以である。

今回の遣唐使は翌年の唐・新羅による百濟討滅の機密が漏洩するのを防止するため、唐に抑留され辛苦することになるが、斉明六年七月乙卯条所引には百濟王らの洛陽への連行の様子、同七年五月丁巳条所引では帰路の旅程と耽羅王子の随伴事情などが記されており、既に百濟復興運動支援を決定し、百濟救援の派兵指揮のために

筑紫の朝倉橘広庭宮の遷居していた斉明大王に帰朝報告するところで記述は終わる。

本書は七世紀後半の東アジアの動乱の一端を具体的に伝える史料として重要であり、『日本書紀』の叙述を補足するものとして引用されているのであろう。博徳は天智三年（六六四）、同六年に旧百濟領に駐留する唐の鎮将からの使者に應對し、送使として渡海する（『善隣国宝記』天智三年条所引「海外国記」、『日本書紀』天智六年十一月己巳条）、持統九年（六九五）遣新羅使に起用される（持統九年七月辛未条）など、遣外使節や外交の実務に活躍しており、また大宝律令撰定にも参画し（『続日本紀』文武四年六月甲午条など）、律令国家の確立に尽力している。

但し、本書は単なる斉明五年遣唐使の記録ではなかったようである。『日本書紀』には「伊吉博徳言」という形で、白雉五年遣唐使一行のその後の足跡を伝える記述が存し（白雉五年二月条、そこに

は乙丑年＝天智四年の定恵（中臣鎌足の子）、庚寅年＝持統四年（六九〇）の智宗の帰国なども言及されている。そもそも博徳は天武十二年（六八三）までは伊岐史姓であり（天武十二年十月己未条で連賜姓）、『伊吉連博徳書』という名称は後代のものである。『博徳書』と「博徳言」が一連の内容のものかどうかは措くとしても、上述の斉明五年遣唐使の記述には博徳の功績を強調するところが看取され（唐での使人に対する冤罪を救うとか、使人が寵命を蒙らなかつたことに対する不満と讒者への天譴を述べると）、遣唐使の正式な報告書ではなく、別の目的で編纂されたものではないかと考えられてくる。

博徳は朱鳥元年（六八六）天武天皇死後に起きた大津皇子謀反事件で処罰されており（持統即位前紀十月己巳条）、その後復権して外交や律令編纂など国家の要務に起用されるようである。したがって『博徳書』は持統四年頃に官界復帰する際に、自己の国家に対する貢献の足跡をまとめて提出したものと考えられ、それ故に上記のような特徴が窺われることになる。斉明五年遣唐使に関しては、『難波吉士男人書』も引用されているが、短文の引用であり、様々な局面で外交に従事し、より整備された『博徳書』の方が当該期の外交のあり方を知る材料として重視されたのであろう。持統五年には十人氏に「其祖等墓記」を提出させるなど（持統五年八月辛亥条）、時あたかも『日本書紀』に結実する編纂事業が進む時期であり、博徳もまた自己の功績を顕彰する機会としたのではあるまいか。

以上を要するに、『伊吉連博徳書』は純粋な意味での日記とは言

えないが、遣唐使の記録が日次記風に記してあるのは、そうした手控えの資料が存したことを窺わせる。それは近年出土点数が増加する七世紀の木簡のあり方を参考にすると、木簡に記されていたものかもしれない。いずれにしてもこうした遣外使節の業務が記録されていた可能性は、国政運営や官司の日常業務の実態を検討する上で興味深い。日記一覧の中にもいくつかの渡航体験に関わる日記の存在が知られているが、国内の事柄を記した通常の古記録ほどにはその日記としての特色が探究されている訳ではないと思われる。そこで、以下、「日記の総合的研究」の一隅として、遣外使節、九世紀の入唐求法僧や十世紀以降の巡礼僧の日記について知見を整理することにした。

一 遣唐使の「日記」

『伊吉連博徳書』や『難波吉士男人書』を参照すると、少なくとも遣唐使には関係の日記があったことが推定され、これは国家事業としての遣外使節、遣新羅使や遣渤海使などにも該当する。ここに業務記録としての日記のあり方を検討する糸口もあると思われる。

遣唐使の「日記」としては、村上天皇の皇子具平親王の『弘決外典鈔』（正暦二年（九九二）成立）巻一に「天平勝宝二年遣唐記」の存在が知られ、これは勝宝二年（七五〇）任命で、実際には勝宝四年に渡海した勝宝度の遣唐使（鑑真一行を随伴して帰朝したものとしてみ高い）が呈した正式の入唐記録であろう。但し、その内容は、「按

天平勝宝二年遣唐記、天宝十二年癸巳、当「本朝天平勝宝五年」とあるのが判明するだけで、全体像はわからない。

【史料1】『続日本紀』宝龜九年十月乙未条

遣唐使第三船到「泊肥前国松浦郡橋浦」。判官勅旨大丞正六位上兼下総権介小野朝臣滋野上奏言、臣滋野等、去宝龜八年六月廿四日、候「風入」海。七月三日、与「第一船」同到「揚州海陵県」。八月廿九日、到「揚州大都督府」、即依「三式例」安置供給。得「觀察使兼長史陳少遊」分、「属」禄山乱、「常館彫弊」、入京使人、仰限「六十人」。以「十月十五日」、臣等八十五人發「州」入京、行「百余里」、忽「抛」中書門下牒、「擲」節人数、「限以」廿人。臣等請、更加「廿三人」。持節副使小野朝臣石根、副使大神朝臣末足、准判官羽栗臣翼、録事上毛野公大川、韓國連源等卅三人、正月十三日到「長安城」。即於「外宅」安置供給。特有「監使」、勾「当使院」、頗有「優厚」、中使不「絶」。十五日、於「宣政殿」礼見。天子不「御」。是日、進「国信及別貢等物」、天子非分喜觀、班「示群臣」。三月廿二日、於「延英殿」对見。所「請並允」。即於「内裏」設「宴」、官賞有「差」。四月十九日、監使揚光耀宣「口」勅云、今遣「中使趙宝英等」、将「答信物」、往「日本国」。其駕船者仰「揚州」造。卿等知之。廿四日、事畢拜辞。奏云、本国行路遙遠、風漂无「准」。今中使云「往」、冒「涉波濤」、万「一顛躓」、恐乖「王命」。勅答、朕有「少許答信物」、今差「宝英等」押送、道義所「在」、不「以為」勞。即賜「銀錠酒」、以惜別也。六月廿四日、到「揚州」。中使同欲「進發」、船難「卒成」。所由奏聞、便寄「乘臣等船」發遣。其

第一・第二船、並在「揚子塘頭」。第四船在「楚州塩城県」。九月九日、臣船得「正風」、發「船入」海、行已三日、忽「遭」逆風、船着「沙上」、損壞処多、竭「力」修造。今月十六日、船僅得「浮」、便即入「海」。廿三日、到「肥前国松浦郡橋浦」。但今唐客隨「臣」入朝、迎接祇供、令「同」蕃例。臣具牒「大宰府」、仰令「准擬」。其唐消息、今天子広平王、名迪、年五十三。皇太子雍王、名适。年号大曆十三年、当「宝龜九年」。

【史料2】『続日本紀』宝龜九年十一月乙卯条

第二船到「泊薩摩国出水郡」。又第一船海中々断、舳艫各分。主神津守宿禰国麻呂并唐判官等五十六人、乘「其」艦、而着「甌島郡」。判官大伴宿禰繼人并前入唐大使藤原朝臣清河之女喜娘等卅一人、乘「其」舳、而着「肥後国天草郡」。繼人等上奏言、繼人等去年六月廿四日、四船同入「海」、七月三日着「泊揚州海陵県」。八月廿九日、到「揚州大都督府」。即節度使陳少遊且奏且放、六十五人入京。十月十六日、發赴「上都」。至「高武県」、有「中書門下」勅牒、為「路次乏」車馬、減「却」人数、「定」廿人。正月十三日、到「長安」。即遣「内使趙宝英」、将「馬」迎接、安「置外宅」。三月廿四日、乃对「龍顏」、奏「事」。四月廿二日、辞見、首路。勅令「内使楊光耀」監送、「至」揚州「發遣」。便領「留学生」、起京。又差「内使掖庭令趙宝英」、判官四人、「齎」国土宝貨、「隨」使來朝、以結「隣好」。六月廿五日、到「惟揚」。九月三日、發「自」揚子江口、「至」蘇州常耽県、候「風」。其第三船在「海陵県」、第四船在「楚州塩城県」、並未「知」發日。十一月五日、得「

信風、第一、第二船同發入海。比及海中、八日初更、風急波高、打破左右棚根、潮水滿船、蓋板拳流、人物隨漂、無遺。夕撮米水。副使小野朝臣石根等卅八人、唐使趙宝英等廿五人、同時没入、不得相救。但臣一人潜行着舳櫓角、顧眄前後、生理絕路。十一日五更、帆檣倒於船底、斷為兩段、舳櫓各去、未知所到。册余人累居方丈之舳、拳軸欲没、載纜枕、得少浮上、脱却衣裳、裸身懸坐。米水不入口、已經六日、以十三日亥時漂着肥後国天草郡西仲嶋。臣之再生、叡造所救、不任歡幸之至。謹奉表以聞。

【史料3】『日本後紀』延曆二十四年六月乙巳条

遣唐使第一船到泊对馬島下県郡。大使從四位上藤原朝臣葛野麻呂上奏言、臣葛野麻呂等、去年七月六日、發從肥前国松浦郡田浦、四船入海。七日戌刻、第三、四兩船、火信不応。出入死生之間、掣曳波濤之上、都卅四箇日、八月十日、到福州長溪県赤岸鎮已南海口。鎮將杜寧、県令胡延沂等相迎、語云、当州刺史柳冕、縁病去任、新除刺史未來、国家大平者。其向州之路、山谷峻隘、担行不穩、因廻船向州。十月三日、到州。新除觀察使兼刺史閻濟美処分、且奏、且放廿三人入京。十一月三日、臣等發赴上都。此州去京七千五百廿里、星發星宿、晨昏兼行。十二月廿一日、到上都長樂殿。廿三日、内使趙忠、將飛龍家細馬廿三匹、迎來、兼持酒脯宣慰、駕即入京城、於外宅安置供給。特有監使高品劉昂、勾当使院。第二船判官菅原朝臣清公等廿七人、去九月

一日、從明州入京、十一月十五日到長安城、於同宅相待。廿四日、国信、別貢等物、附監使劉昂、進於天子。劉昂歸來、宣勅云、卿等遠慕朝貢、所奉進物、極是精好。朕特嘉歎。時寒、卿等好在。廿五日、於宣化殿礼見。天子不御。同日、於麒麟殿对見。所請並允。即於内裏設宴、官賞有差。別有中使、於使院設宴、酣飲終日。中使不絶、頗有優厚。廿一年正月元日、於含元殿朝賀。二日、天子不御。廿三日、天子雍王适崩、春秋六十四。廿八日、臣等於承天門立仗、始着素衣冠。是日、太子即皇帝位、諒闇之中、不堪万機、皇太后王氏、臨朝称制。臣等三日之内、於使院朝夕拳哀。其諸蕃三日、自余廿七日而後就吉。二月十日、監使高品宋惟澄領答信物來、兼賜使人告身、宣勅云、卿等銜本国王命、遠來朝貢、遭国家喪事、須緩々將息帰郷。縁卿等類奏早帰。因茲賜纏頭物、兼設宴。宜知之。却廻本郷、伝此国喪。擬欲相見、縁此重喪、不得宜之。好去好去者。事畢首途。勅、令内使王國文監送、於明州發遣。三月廿九日、到越州永寧殿。越州即觀察府也。監使王國文、於駅館喚臣等、附勅書函、便還上都。越州更差使監送、至管内明州發遣。四月一日、先是去年十一月、為廻船明州、留録事山田大庭等、從去二月五日發福州、海行五十六日、此日到来。三日、到明州郭下、於寺裏安置。五月十八日、於州下鄞県、兩船解纜。六月五日、臣船到对馬島下県郡阿礼村。其唐消息、今天子、諱誦、大行皇帝之男只一人而已。春秋

冊五、有_二冊余男女_一。皇太子広陵王純、年廿八。皇太后王氏、今上之母、大行皇帝之后也。年号貞元廿一年、当_二延曆廿四年_一。淄青道節度使青州刺史李師古（正己孫、納之男）、養_二兵馬五十万_一。朝廷以_二國喪告_一于諸道節度使、入_二青州界_一、師古拒而不入。□兵十_二万以_レ甲_二國喪_一為_レ名、自襲_二鄭州_一。諸州勦_レ力、逆戰相殺。即為_レ宣_二慰師古_一、差_二中使高品臣希情_一發遣。又蔡州節度使吳少誠、多_レ養_二甲兵_一、窃_レ挾_二窺竄_一。又去貞元十九年、遣_二龍武將軍薛審_一、和_レ親吐蕃、到則拘□、不_レ得_二復命_一。審欺_レ之云、所_二以來和_一者、欲_レ嫁_二公主_一也。吐蕃即令_二審婦娶_一、天子曠_レ之曰、嫁娶者、非_二朕所_一知、宜_二更廻、允_レ前旨_一。若事不_レ遂、不_レ得_二入來_一。審還到_二吐蕃界_一、拒而不_レ入、在_二於今日_一、猶住_二兩界頭_一。去年十二月、吐蕃使等婦_レ國、尋_レ彼來由、在_レ娶_二公主_一。天子曠_レ之不_レ聽。故不_レ會_二賀正_一也。其吐蕃在_二長安西北_一、數興_レ兵侵_二中國_一。今長安城、去_二吐蕃界_一五百里。内疑_二節度_一、外嫌_二吐蕃_一、京師騷動、無_レ暫休息_一。

遣唐使が帰朝報告を行っていたことは、大宝度の粟田真人の日本国号に関するやりとり（『統日本紀』慶雲元年（七〇四）七月甲申朔条）、勝宝度の大伴古麻呂の唐における争長事件（勝宝六年（七五四）正月丙寅条）などにより明らかである。但し、これらはエピソード的事項であり、その基盤となる日次記的な記録も存した。それは宝龜度①、延暦度の関係史料に窺うことができる。宝龜度①は帰路に漂蕩があり、第三船・第一船がそれぞれに詳細な報告を残している（宝龜九年（七七八）十月乙未条・十一月乙卯条）。八世紀以降の後期

遣唐使は四隻であり、往復ともに海上では別々になることが多いので、各船が業務記録としての日誌を作成していたらしい。報告はともにも宝龜八年六月二十四日の入海から始まり、日時を追って唐への到着、唐での諸行事、帰路の様子などが記され、帰着地への帰朝までが述べられており、第三船の報告には唐の国情・年号なども記載されていた。

次に延暦度に関しては、『日本後紀』の散佚により渡海時の状況は不明の部分が多いが、帰朝報告は延暦二十四年（八〇五）六月乙巳条に完存する。これは大使藤原葛野麻呂の第一船のものであるが、延暦二十三年七月六日の入海から始まり、渡海時の様子、八月十日福州到着以降、日付を追って唐での諸行事を記し、帰路の行程、帰着地への帰朝までが述べられ、「其唐消息」として唐の国情が報告されるという内容である。遣唐使滞在中に徳宗（在位七七九～八〇五年）の死去、順宗（在位は八〇五年正月～八月）の即位があり、今回の遣唐使は唐皇帝の家族関係、節度使の動向や吐蕃との関係など動揺する内外の情勢を詳細に伝えており、中には中国側の史書に見えない貴重な情報も含まれている。

遣唐使の官員構成を見ると（『延喜式』卷三十六藏省など）、後期遣唐使では四船それぞれに判官・録事と史生がおり、文筆を担当する史生を中心に記録作成が行われたものと考えられる。延暦度には判官に菅原清公（道真の祖父）、録事に上毛野頼人・朝野鹿取など文人として著名な人物が参加しており、各回の遣唐使にも入唐者に相応

しい教養を有する人々が登用されていたから、こうした人々もまた記録作成に関与した可能性がある。このような遣唐使に関連する諸記録は国史編纂の材料となり、遣唐使の動向を様々に知ることができるとされる。

では、こうした記録が遣唐使の「日記」なのであるか。遣唐使の「日記」として唯一名称の知られる「天平勝宝二年遣唐記」から見て、遣唐使は使節任命時から起算するものであることがわかる。

国史には使人任命や遣唐使船の造営に関する記事もあり、これらも「日記」に記されていたのであろうか。また各船で航海日誌的な記録を作成していたとすると、それらを総合した形で正式の「遣唐記」がまとめられたのであろうか。延暦度遣唐使については、空海の『性靈集』巻五に自身の用務をめぐる諸文書とともに、使人一行のために起草した文書が掲載されており、これら遣唐使をめぐる諸文書はどのように把握されていたのであろうか。『中右記』永長元年（一〇九六）十月十一日条には、「上卿暫乍本座、言談之次命云、大極殿者是大唐大明宮含元殿之鉢也。遣唐使常副（嗣）申也。一事不違彼宮。是依有興事所記付也」とあり、承和度の遣唐大使藤原常嗣の見聞が伝えられているが、これは国史に見えない情報であり、こうした言辞はどのようにして伝来したのであろうか。

承和度の大使藤原常嗣は延暦度の大使葛野麻呂の子で、「近代父子相襲、預專対之選、唯一門而已」（『続日本後紀』承和七年四月戊辰条覺伝）と評され、代々遣外使節を輩出する小野氏や菅原氏と

もに、「遣唐使の家」とでも称すべき存在であった。こうした家系には何らかの経験蓄積、記録の継承があったのかもしれないが、遣唐使の「日記」のあり方ともども不明の部分が多い。そこで、次に遣唐使事業が終息に向かう九世紀中葉以降の求法・巡礼僧の日記の中に遣外使節の「日記」に通じる要素を探り、合せて求法・巡礼僧の日記の特色を検討することにした。

二 求法・巡礼僧の日記

事実上最後の遣唐使になった承和度遣唐使の天台請益僧円仁は、帰国する遣唐使一行を離れて、唐に滞留する道を選択、在唐新羅人の助力などにより五臺山や長安での求法を続けた。その十年にも及ぶ在唐記録が『入唐求法巡礼行記』四巻であり、日次記としての日記の全体が残るものとしては十世紀以降の公家の日記よりも古く、各種日記表によってはこれを最古の日記として掲げるものもある。

『入唐求法巡礼行記』巻一は承和五年（八三八）六月十三日の乗船場面から始まり、以下日次記として承和度遣唐使の動向、円仁の求法の様子が克明に記されている。巻四になると、中国史上最大の会昌の廃仏とその終息後の荒廃、帰国手段を模索する中、さすがに日次は飛び飛びになり、一ヶ月以上も記述が空くことが多いが、承和十四年九月十日肥前国松浦郡鹿島に帰着、十八日に大宰府鴻臚館に入り、以後しばらく大宰府に滞在、諸神を巡拝し、神前説経を行う中、十二月十四日に比叡山から迎えの南忠が到来するところで日

記は終わる。

『入唐求法巡礼行記』は遣唐使の具体像を教えてくださいるとともに、中国社会の動向・寺院のあり方、また会昌の廃仏という稀有な体験も記されており、第二次世界大戦後にアメリカの駐日大使も務めた歴史学者E・O・ライシャワー氏が世界三大旅行記と称揚し、様々な研究・注釈が蓄積されている。^⑥この円仁の帰国と前後して、唐人の来航が始まり、遣唐使によらない彼我往來の道が開かれ、九世紀では惠萼・惠運・円珍や真如（高丘親王）一行などの入唐求法が行われる。^⑦

これらのうち、円珍は延暦度遣唐使の最澄が将来した天台宗のうち、密教的側面を研鑽する遮那業の学匠で、天台密教、台密の確立のために渡海する。円珍の入唐求法に関しては、『行歴抄』、『唐房行履録』、『寺門伝記補録』、『天台霞標』、『天台宗延暦寺座主円珍伝』など史料豊富であるが、『行歴抄』のもとになった『入唐記』（在唐巡礼記）五巻は失われており、その復原が試みられているところである。^⑧その冒頭は嘉祥三年（八五〇）春に山王明神の夢告により入唐求法を勧められるところから始まり、仁寿三年（八五五）七月十五日に博多で乗船、入唐求法の旅が進行し、天安二年（八五八）六月十九日肥前国松浦郡美旻楽崎に帰着、十二月二十七日に洛北の出雲寺に到着し、翌年正月に朝廷で帰朝報告を行うあたりで求法の旅は終了するものと思われる。

真如一行に関しては『入唐五家伝』の中に「頭陀親王入唐略記」

があるが、これは日次記としての日記というよりは、真如に随行した伊勢興房の入唐報告書という色彩が強い。「頭陀親王入唐略記」は貞観三年（八六一）三月入唐許可を得たところから書き始められ、六月十九日平城旧京の池辺院を出発、難波津を経て大宰府に到着、翌四年七月に駕船、渡海と入唐求法の様子が記されており、天竺に向かう真如らと別れて帰国する伊勢興房が同七年六月値嘉島に帰着するところで終わっている。

その後、九〇七年には唐が滅亡、五代十国の混乱を経て、九六〇年には宋（北宋）による中国統一が遂げられるが、この間も唐・宋商人の来航は続き、五代のうち後唐（九二三～九三六年）の時代に渡海した興福寺僧寛建一行、十国の呉越と通交した日延、そして奄然―寂照―成尋の入宋と、渡海僧の系譜は維持された。^⑨

これらは九世紀の求法僧とは異なり、天台山・五臺山参詣など聖地巡礼を主目的としており、巡礼僧と称すべきものである。巡礼僧の渡航記録としては成尋の『参天台五臺山記』八巻が残っており（以下、『参記』と略称）、質・量ともに『入唐求法巡礼行記』に匹敵する日記である。入宋僧の中では奄然には『奄然日記』四巻があったことが知られるが（『参記』巻四熙寧五年（一〇七二）十月十四日条）、現在は散佚し、「奄然法橋在唐記」、「奄然巡礼記」、「奄然在唐日記」、「奄然記」などの名称で諸書に逸文が残る。^⑩寂照は宋に留まり帰国せずに死去しており、宋側に「寂照大師来唐日記」なるものがあったことが判明するものの（『参記』巻五熙寧五年十二月二十九日条）、

逸文すら伝来しておらず、詳細は不明とせねばならない。¹²⁾

成尋の『参記』に関しては後述するとして、ここでは呉越に渡航した日延について触れておきたい。日延の渡海は長らく不詳であったが、天喜初年頃に比定される大宰府政所牒案（大宰府神社文書、

『平安遺文』四六二三号）によって詳細が判明した。¹³⁾ 日延は唐末・五代十国の争乱で失われた天台法門の繕写・度送を求める中国・天台山の要請に応じた日本の天台座主慈念の指示と新修曆術の尋習を必要とする賀茂保憲の申請に基づく朝廷の使命を果すべく、藤原師輔の支援や当時何度か来航していた蔣承勳（蔣袞）の到来に依拠して、天曆七年（九五三）に呉越に渡航、天徳元年（九五七）に帰朝する。その帰朝の際に、次のような審査が行われている。

天徳元年、隨身帰朝。即与勅使藏人源是輔相共馱伝入京、依_レ数献納。公家御覧之後、曆経者被_レ下_二預保憲朝臣_一、法門者被_レ上_二送台嶺学堂_一、外書春秋要覽・周易会积記各廿卷等者、被_レ留_二置江家_一了。又在唐之間日記、召_二式部大輔橘朝臣真幹_一・文章得業生藤原雅材等_一、被_レ令_二試問真偽_一、所_二陳申_一皆須_レ状矣。仍天曆聖主殊重哀憐、賜_二僧綱宣旨_一了。然而日延者身固辞、遁世隠居。

この史料によると、日延にも「在唐之間日記」が存したこと、そして海外渡航者に対しては外国事情や使命達成の状況確認のため、この「日記」に基づいて種々の査問が行われたことがわかる。「在唐之間日記」は報告書としての「日記」というより、渡海の様子、

呉越での賓待（日延は紫衣を賜り、准内供奉の待遇を得ている）や新修曆術尋習などを日次記として記したものであったと推定され、こうした査問に対応するためにも日記の作成が必要であったと考えられる。

この点は日本・唐双方の国禁を犯して入唐求法を続けた円仁にも該当し、自己の求法の成果や行為の正当性を裏付けるものとして、請求目録とともに、『入唐求法巡礼行記』の内容は説得力が大きかったと思われる。遣唐留学者の事例では、宝亀度^①で帰朝した行賀が東大寺僧明一に宗義の難問を問われて返答に詰まった際に、「費_二粮_一両国_一、学植膚浅、何違_二朝寄_一、不_二実帰_一乎」と罵倒され、涕泣する場面が知られ（『類聚国史』巻百四十七撰書・延暦二十三年三月己未条）、こうした査察の場があったことが窺われる。その他、延暦度の留学僧空海も真言宗の習得・将来を果して早々に帰国した際、請求目録を捧呈した上で、しばらくは大宰府に留まり、朝廷の許可を待つて入京するという手順をとっており（『平安遺文』四三三七・四三三〇号）、そこには朝廷での審議があったと考えられる。

こうした外国滞在への査問に備えるという日記作成の一側面を明らかにしたところで、求法・巡礼僧の日記としては『入唐求法巡礼行記』と双璧をなす『参記』の検討に進み、遣外使節や求法・巡礼僧の日記をめぐる諸問題を整理することにした。

三 成尋の『参天台五臺山記』をめぐる諸問題

成尋の『参天台五臺山記』八巻は延久四年（一〇七二）宋・熙寧五（三月十五日の肥前国松浦郡壁島での乗船から、渡海・入宋巡礼の上、熙寧六年六月十二日に明州で先行して帰国する弟子らを見送るところまで、計四百七十日（二日間だけ記事のない日がある）の渡宋記録である^④。成尋は入宋時に六十歳、天台宗寺門派の京都岩倉大雲寺の寺主で、延暦寺の阿闍梨、天皇への供奉や撰闕家の後継者藤原実の護持僧を勤め、宇治殿藤原頼通の信頼も厚かった。成尋ほどの高位の僧、教学的に完成された人物が渡海するのは稀有の出来事であり、成尋は渡航許可を得ることができないまま、密航の形で入宋を強行する^⑤。成尋は結局帰国することなく宋で生涯を終えるが、『参記』巻六熙寧六年正月二十三日条によると、先行帰国のため開封を出発する五人の弟子たちに「入唐日記八巻」を付託しており、おそらくこの後の部分を付加したものを明州での別離の際に渡し、これが現行の『参記』八巻として伝来しているものである。以下、『参記』について日記としての特質を考える上で気づいた点を整理してみた。

まず公家日記の場合は記主の官人出仕の頃から記載が始まり、『中右記』保延四年（一一三八）二月二十九日条に「世事従今心長断、不三日記也」とあるように、出家などにより俗事を離れるあたりが日記の終わりとされ、ここに日記をつける意味合いが求められている。

『参記』の書き出しは壁島で密航する場面であり、成尋は帰国しなかったもので、終わりは先行帰国する弟子たちの離岸を見送る情景である。他の求法・巡礼僧の日記の場合も始まりは同様で、帰国した場合は日本への帰着と上京して帰朝報告を行う前後で終わっており、求法・巡礼の完遂を記すという基本的性格が看取される。成尋の次に入宋した戒覚も密航で渡海し、自身は帰国せず、渡航記録『渡宋記』を託しているが、博多津での乗船から、入宋後の諸行事、そして「元豊六年（一〇八三）永保三）六月十五日記訖（取要不載）子細之文、依便人念而略」と、『渡宋記』一卷を付託するところで終了している。

遣唐使の「日記」に関連して、先には「天平勝宝二年遣唐記」の名称から任命時以来の諸行事を記すのではないかと想定してみたが、求法・巡礼僧の日記が乗船から帰着ないしは帰朝報告前後までになっているのは、あるいは遣唐使時代からの遣外使節の「日記」のあり方を継受しているのかもしれない。但し、正規の遣外使節ではない求法・巡礼僧の場合は、遣外使節の「日記」の一部、または各船で作成された航海日誌的な記録を模して記載方式を創出した可能性もあり、遣外使節の「日記」の復原は後考に俟ちたい。

ちなみに、公家日記に関しては、『九条殿遺誠』に起床・洗顔等の後に「次記昨日事」〈事多日々中可記之〉、「次見曆書」可^レ知^レ三日之吉凶。年中行事、略注^レ付件曆、毎日視^レ之次先知^レ其事、兼以用意。又昨日公事、若私不^レ得^レ止事等、為^レ備^レ忽忘、又

聊可_レ注_レ付件曆」。但其中要枢公事、及君父所在事等、別記之可_レ備_レ後鑑」とあることにより、翌日の出勤前に記すと考えられている。『参記』の中には一箇所だけであるが、記入時刻を示す史料が存し、卷七熙寧六年三月二十三日条に「丑時記_レ之」とある。僧侶の日常生活は俗人とは異なり、成尋は「五箇年間以_レ不_レ臥為_レ勤」（卷一延久四年三月十九日条）と、具体的に入宋を計画したから、さらに苛酷な修行を課していた。入宋後に皇帝の指示による上京や五臺山巡礼の際も、早い時は寅・卯に出発、戌・亥に宿所に到着という星発星宿の旅程であり、睡眠時間がどれ程あったかわからない毎日（途中の船上や馬上で仮眠か？）、日記を書く時間も限られていたのではないかと思われる。

次に日記作成の目的に関連して、他の求法・巡礼僧の日記の参照について検討する。『大唐求法巡礼行記』を残した円仁は最初の求法僧であったから、他の日記の参酌・利用は見られないが、成尋は『大唐求法巡礼行記』四卷と『奝然日記』四卷を携えて入宋しており、これらを宋の皇帝に献上している（参記）卷四熙寧五年十月十四日条。但し、『大唐求法巡礼行記』の第四卷は会昌の廃仏のことが記されていたので、献上しなかったという。その他、卷一延久四年三月二十五日条の「弘法大師云、海路間三千里到_レ蘇州」という記述によれば、延暦度の留学僧空海関係のものも熟読していたらしく、後統の求法・巡礼僧にとって先達の日記や体験はいわばガイドブックとして重要であったと考えられる。そこには渡海や中国人国後の具体的イ

メージを得るのに日記の参酌・利用という手段があり、宗派や学系に拘泥することなく先達の日記を広く参照したのであろう。

『参記』卷一熙寧五年五月十三日条には長く夢にも見た天台山国清寺に到着した際の様子が記されており、国清寺大門前の風景は「廻_レ寺鉢松鬱茂、十里挾路、琪樹璀璨、五嶺抱_レ寺、雙澗合流、四絶標奇」と描写されている。成尋は天台・真言経書六百余巻を携えて渡海しており（卷一熙寧五年六月二日条）、『天台記』（五月十四日条）、『天台山記』（五月二十一日条）など中国の天台山に関する書籍にも目を通していたと考えられる。但し、現在知られる天台山関係の書籍の記載よりも、この風景描写は『天台宗延暦寺座主円珍伝』大中七年（八五三＝仁寿三）十二月十三日条の国清寺到着場面、「而松林鬱茂、十里挾路、旗樹璀璨、五嶺抱_レ寺、雙澗合流、四絶希世」に相似しており、成尋が『智証大師伝』を熟読していたことは明らかで（五月十四日条）、寺門派の祖師である円珍関係の記録を参照したか、殆ど暗記していたので、同じ表現を用いることになったのであろう。

成尋の天台山・五臺山巡礼のあり方も次に入宋した戒覚に参照されており、『渡宋記』元豊五年（一〇八二＝永保二）十月二日条の宋での申文では「近則阿闍梨成尋、去熙寧五年賜_レ言旨、遂_レ心願先了」と述べ、成尋と同じく宋側の支援による五臺山巡礼の希望を伝えている。遣唐使に関しては唐側に日本の遣唐使賓待の先例が保持されていたことが窺われ（『大唐求法巡礼行記』卷一開成四年（八三九

『承和六』二月六日条)、日本側も唐側の賓待の変化などに抗議している(『性靈集』卷五「為大使与福州觀察使書」)ので、賓待の概要を把握していたと考えられる。日本側でも来日渤海使に関する「承前記文」を有しており(『類聚符宣抄』第六弘仁九年四月五日宣旨)、賓礼の維持、賓待の前例承知のためにも遣外使関係の記録を参酌することは不可欠であった。¹⁶⁾

成尋は密航により渡海し、ついに帰国しなかったが、宋で皇帝に面見し、天台山・五臺山の巡礼を果し、宋での祈雨成功で法力を示して、皇帝から善恵大師の称号を賜与されたことなどは著名で、日本でも喧伝されていた。『水左記』承暦四年(一〇八〇)十月二十二日条、『中右記』長承三年(一一三四)二月二十八日条には貴族らが岩倉大雲寺に参詣し、「入唐成尋闍梨旧房」や宋で製作された「入唐成尋阿闍梨像」などを見て感慨にふける様子が述べられており、その事跡は「文化財」として讃仰されたのである。『中右記』康和四年(一一〇二)六月十九日条にはまた、白河上皇が「故成尋阿闍梨入唐之間路次從日域及唐朝図絵」を屏風十帖に仕立てたものを製作させたことも記されている。

ところで、成尋は先行して帰国する弟子たちが明州に下向するたぐいに先発する際に、『参記』の原形となる日記など、日本に将来する品々を次のように区分している(『参記』卷六熙寧六年正月二十三日条)。

百官図二帖・百姓名帖・楊文公談苑三帖八卷・天州府京地里圖

一帖・伝燈語要三帖↓宇治経藏《藤原頼通》

法華音義一卷↓大雲寺経藏

唐曆一帖・老君枕中経一帖・注千字文一帖↓左大臣殿《藤原師実》

実

曆一卷↓民部卿殿《藤原俊家》

寒山詩一帖・曆一卷↓治部卿《源隆俊》

永嘉集一卷・證道歌注一帖・泗州大師伝二卷・広清涼伝三帖・

古清涼伝二卷・入唐日記八卷↓石蔵経藏

公家日記は自筆本が存することがままあるが、『入唐求法巡礼行記』、『参記』ともに自写本は存在しない。『参記』は承安元年(一一七二)八月に自筆本を比較した写本を承久二年(一二二〇)に書写したという東福寺本が現存最古の写本で、諸写本の殆どの祖本となるようである。¹⁷⁾ 求法・巡礼僧の日記で完存するものが少ないという類例の僅少さもあるのかもしれないが、上述のように後継の渡海僧が先達の日記を利用してという流布ぶりの割には、原本の欠失には何か原因があるのであろうか。

円仁の延暦寺、成尋の岩倉大雲寺もそれぞれに歴史の紆余曲折を被っているが、そうした事情とともに、戒覚『渡宋記』末尾の次のような記述にも注目してみたい。

我願、以_レ此記置_二於日本国播磨国綾部所引撰寺頻頭盧尊者御前_一、敢不_レ出_二山門_一、備_二来住人之道心_一焉(花押影)。副送

菩薩石壹枚(暗隙日光差入之处、当_二此石_一可_レ看也)。必定放_二

五色光歟。若尔者礼其光明、是菩薩不思議之化用云々。仍

大聖文殊之結縁、可_レ在下礼石光之功徳上矣。又金剛窟土少々

一裹（此等可_レ安置仏壇之底）。又清凉山背生茸一房并木根等。

『渡宋記』は寛喜元年（二二二九）に播州飾西郡の実報寺で実尊という者が戒覺の自筆本を書写し、慶政が播州に下向した際に書写山で実報寺主仏如房と対面した時、そこから書写したものが伝存しているのである。¹⁸五臺山の石・土・植物とともに、渡海僧戒覺の記録は信仰の対象となる聖遺物であり、それは引撰寺に寺門興隆を保障する資産として保持されることが期待されていたのであった。成尋の『参記』も石蔵（岩倉）経蔵に保管されており、上述の大雲寺への参詣者に対する聖遺物としての役割を果たしたことが推測される。とすると、原本は容易には実見することができない信仰の対象として秘蔵されたまま、様々な歴史の変動の中で消えていったと説明することができるかもしれない。ここには一般の公家日記とは異なる、寺院の記録というものの性格を考える糸口もあると思われる。¹⁹

むすびにかえて

小稿では遣外使節と求法・巡礼僧の日記のあり方を概観し、特に成尋の『参天台五臺山記』を事例に渡航記録の日記としての特質、留意点について考察を試みた。これらにはそもそも原形がわからない、原本（自筆本）が全く伝来していないなどの制約もあり、不明の点が多く、公家日記では明らかになっている事柄を概説風に述べ

たに過ぎないという懸念が大きい。

とはいうものの、日記全般に通じる論点、また寺院という特殊な空間・論理に関連して生じる相違点などを抽出することができ、「日記の総合的研究」にはこうした分野の日記を視野に入れることも多少は有用であろう。そうした役割の一端を担い、さらなる考察の深化の糸口を示したところで、拙い稿を終えることにしたい。

註

- (1) 拙著『白村江』以後（講談社、一九九八年）、『東アジアの動乱と倭国』（吉川弘文館、二〇〇六年）などを参照。
- (2) 坂本太郎「日本書紀と伊吉連博徳」（『日本古代史の基礎的研究』上、東京大学出版会、一九六四年）、北村文治「伊吉連博徳書考」（『日本古代史論集』上巻、吉川弘文館、一九六二年）など。
- (3) 遣唐使の全体像に関しては、拙著『遣唐使の光芒』（角川学芸出版、二〇一〇年）を参照。
- (4) 東野治之「遣唐使と海外情報」（『図書』五二八、一九九三年）。
- (5) 山内晋次「遣唐使と国際情報」（『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館、二〇〇三年）。
- (6) 小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究』全四巻（法蔵館、一九八九年）、E・O・ライシャワー『円仁 唐代中国への旅』（講談社、一九九九年）、足立喜六訳注・塩入良道補注『入唐求法巡礼行記』一・二（平凡社、

- 一九七〇・八五年)、深谷憲一『入唐求法巡礼行記』(中央公論社、一九九〇年)、白化文他『入唐求法巡禮行記校註』(花山文藝出版社、一九九二年)、佐伯有清『最後の遣唐使』(講談社、一九七八年)、『慈覺大師伝の研究』(吉川弘文館、一九八六年)、『円仁』(吉川弘文館、一九八九年)、鈴木靖民編『円仁とその時代』(高志書院、二〇〇九年)、『入唐求法巡礼行記』に関する文献校定および基礎的研究』(平成十三年度〜平成十六年度科学研究費補助金(基盤研究C(2)))研究成果報告書、研究代表者・田中史生、二〇〇五年)など。
- (7) 拙稿「九世紀の入唐僧」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇三七、二〇一二年刊行予定)。
- (8) 小野勝年『入唐求法行歴の研究』上・下(法蔵館、一九八二・八三年)。その他、佐伯有清『智証大師伝の研究』(吉川弘文館、一九八九年)、『円珍』(吉川弘文館、一九九〇年)、『悲運の遣唐僧 円載の数奇な生涯』(吉川弘文館、一九九九年)なども参照。
- (9) 『入唐五家伝』については、森哲也『入唐五家伝』の基礎的研究』(市史研究 ふくおか)三、二〇〇八年)を参照。その他、佐伯有清『高丘親王入唐記』(吉川弘文館、二〇〇二年)、杉本直治郎『真如親王伝研究』(吉川弘文館、一九六五年)、田島公『真如(高丘)親王一行の「入唐」の旅』(『歴史と地理』五〇二、一九九七年)、川尻秋生『入唐僧宗叡と請来典籍の行方』(高麗大学日本史研究会編『東アジアのなかの韓日関係』上、J&C、二〇一〇年)なども参照。
- (10) 拙稿「入宋僧成尋の系譜」(『遣唐使の特質と平安中・後期の日中関係に関する文献学的研究』平成十九年度〜平成二十年科学研究費(基盤研究(C))研究成果報告書、研究代表者・森公章、二〇〇九年)、石井正敏『入宋巡礼僧』(『アジアのなかの日本史』V、東京大学出版会、一九九三年)など。
- (11) 国書逸文研究会編『新訂増補 国書逸文』(国書刊行会、一九九五年)。
- (12) 但し、「於梵才三蔵房見」齋然法橋並寂照大師來唐日記。即借取書取楊文公談苑如右。」とあり、以下に引用されている『楊文公談苑』に記された寂照らの宋での事績を「來唐日記」と称したとすれば、これは日記ではないことになる。
- (13) 竹内理三『入吳越僧日延伝』(『日本歴史』八二、一九五五年)。
- (14) 『参記』の活字本としては、『改訂』史籍集覧二六『参天台五台山記』、『大日本仏教全書』遊方伝叢書、島津草子『成尋阿闍梨母集・参天台五台山記の研究』(大蔵出版、一九五九年)、平林文雄『参天台五台山記』校本並に研究』(風間書房、一九七八年)、王麗萍校点『新校参天台五台山記』(上海古籍出版社、二〇〇九年)など、注釈書としては、斎藤圓眞『参天台五台山記』I・II(山喜房仏書林、一九九七・二〇〇六年、巻四まで)、藤善眞澄『参天台五台山記』上・下(関西大学出版部、二〇〇七・一一年)などがある。
- (15) 成尋および『参記』に関する近年の研究は、石井正敏『成尋生没年考』(『中央大学文学部紀要』四四、一九九九年)、『成尋』(『古代の人物』六、清文堂、二〇〇五年)、王麗萍『宋代の中日交流史研究』(勉誠出版、二〇〇二年)、藤善眞澄『参天台五台山記の研究』(関西大学出版部、二〇〇六年)などを参照。なお、拙稿a『劉琨と陳詠』(『白山史学』三八、二〇〇二年)、b『入宋僧成尋とその国際認識』(『白山史学』

三九、二〇〇三年)、c「参天台五臺山記」の研究と古代の土佐国」(『海
南史学』四一、二〇〇三年)、d「宋朝の海外渡航規定と日本僧成尋の入国」
(『海南史学』四三、二〇〇六年)なども参照。

(16) 拙稿「漂流・遭難、唐の国情変化と遣唐使事業の行方」、「日渤海係
における年定期の成立とその意義」(『遣唐使と古代日本の対外政策』吉川
弘文館、二〇〇八年)。

(17) 平林註(14)書。

(18) 宮内庁書陵部編『僧慶政関係資料 渡宋記・法華山寺縁起』(八木書
店、一九九一年) 解題・釈文。

(19) 『小右記』寛仁四年(一〇二〇)八月十八日条によると、藤原頼通か
ら鹿島・香取両社への封戸奉納に関して藤原実頼の例文の有無を尋ねられ
た時、実資は「彼時文書者故三条殿《藤原頼忠》悉焼亡、見御日記無
其事。件御日記大納言《藤原公任》為合部類切寄、如此之間漏失歟」
と答えており、実頼自筆本の喪失を恨む様子が窺われ、父祖の日記に対す
る観念はあるいは信仰に通じる側面もあると考えられる。

【付載『伊吉連博徳書』】

『日本書紀』斉明五年七月戊寅条

遣小錦下坂合部連石布・大仙下津守連吉祥、使於唐国。仍以
道輿蝦夷男女二人示唐天子。伊吉連博徳曰、同天皇之世、小
錦下坂合部石布連・大山下津守吉祥連等二船、奉使吳唐之路。
以己未年七月三日、發自難波三津之浦。八月十一日、發

自筑紫大津之浦。九月十三日、行到百濟南畔之島。々名母
分明。以十四日寅時、二船相從放出海。十五日日入之時、
石布連船横遭逆風、漂到南海之島。々名爾加委。仍為島人
所滅。便東漢長直阿利麻・坂合部連稻積等五人、盜乘島人之
船、逃到括州。々島官人送到洛陽之京。十六日夜半之時、
吉祥連船行到越州会稽縣須岸山、東北風、々太急。廿二日、行
到余姚。所乘大船及諸調度之物留着彼処。潤十月一日、
行到越州之底。十五日、乘駛入京。廿九日、馳到東京。天
子在東京。卅日、天子相見、問訊之。日本国天皇平安以不。使
人謹答、天地合徳、自得平安。天子問曰、執事卿等好在以不。
使人謹答、天皇憐重、亦得好在。天子問曰、国内平不。使人謹
答、治称天地、万民無事。天子問曰、此等蝦夷国有何方。
使人謹答、国有東北。天子問曰、蝦夷幾種。使人謹答、類有
三種。遠者名都加留、次者名鹿蝦夷、近者名熟蝦夷。今此熟
蝦夷、每歲入貢本国之朝。天子問曰、其国有五穀。使人謹答、
無之。食肉存活。天子問曰、国有屋舍。使人謹答、無之。
深山之中止住樹本。天子重曰、朕見蝦夷身面之異、極理喜性。
使人遠来辛苦、退在館裏、後更相見。十一月一日、朝有冬至
之会、々日亦覲。所朝諸蕃之中、倭客最勝。後由出火之乱、
棄而不復檢。十二月三日、韓智興與倭人西漢大麻呂枉讒我
客、々等獲罪唐朝、已決流罪、前流智興於三千里之外。
客中有伊吉連博徳、奏、因即免罪。事了後、勅旨、国家来年

必有「海東之政」、汝等倭客不_レ得_二東歸_一。遂逗_二西京_一、幽_二置別
 処_一、閉_レ戸防禁、不_レ許_二東西_一、困苦_レ經_レ年。難波吉士男人書曰、
 向_二大唐_一大使觸_レ鳥覆、副使親覲_二天子_一、奉_レ示_二蝦夷_一。於是、
 蝦夷以_二白鹿皮_一・弓_三・箭八十_一、獻_二于天子_一。〕

『日本書紀』齊明六年七月乙卯条分註

伊吉連博德書云、庚申年八月、百濟已平之後、九月十二日、放_二客
 本國_一。十九日發_レ自_二西京_一。十月十六日、還到_二東京_一。始得_レ相_二
 見阿麻利等五人_一。十一月一日、為_二將軍蘇定方等_一所_レ捉百濟王以
 下、太子隆等諸王子十三人、大佐平沙宅千福・國弁成以下卅七
 人、并五十許人奉_レ進_二朝堂_一。急引趨_二向天子_一。天子恩勅、見前
 放著。十九日、賜勞。廿四日、發_レ自_二東京_一。

『日本書紀』齊明七年五月丁巳条

耽羅始遣_二王子阿波伎等_一貢獻。〔伊吉連博德書云、辛酉年正月廿五
 日、還到_二越州_一。四月一日、從_二越州_一上路東歸。七日、行到_二禮
 岸山明_一。以_二八日鷄鳴之時_一、順_二西南風_一、放_二船大海_一。々中迷
_レ途、漂蕩辛苦。九日八夜、僅到_二耽羅之島_一。便即招_二慰島人王子
 阿波岐等九人_一、同載_二客船_一、擬_レ獻_二帝朝_一。五月廿三日、奉_レ進_二
 朝倉之朝_一。耽羅入朝始_二於此時_一。又為_二智興、僱人東漢草直足
 島_一、使人等不_レ蒙_二寵命_一。使人等怨徹_二于上天之神_一、震_二死足
 島_一。時人稱曰、大倭天報之近。〕